



- ①一色地区の出張申告会場が一色地域交流センターに → 4 ページへ
- ②医療費控除は領収書が提出不要に。領収書は5年間、自宅などで保存が必要 → 5 ページへ
- ③セルフメディケーション税制を導入 → 5 ページへ

申告が必要な方

確定申告

次のいずれかに該当する方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告をしてください。申告書を記入し、郵送などで早めに提出してください。

- ・給与所得があり、次の①～③のいずれかに該当する方
- ①給与の年間収入金額が2000万円を超える
- ②給与を1か所から受けていて、給与所得、退職所得を除く各種所得金額の合計が20万円を超える
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、給与所得、退職所得を除く各種所得金額の合計が20万円を超える

- ・公的年金等に係る雑所得のみがある方で、所得控除を差し引くと残額がある方
- ※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、申告する必要はありません。
- ・事業所得、不動産所得、不

市・県民税の申告

動産や株式の譲渡所得などがある方で、所得金額の合計から所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額がある方

※他にも確定申告が必要な場合があります。確定申告が必要ない場合でも、還付を受けるには、確定申告書を提出してください。

30年1月1日現在、市内在住で、次の①②のいずれにも該当しない方は、所得金額の多少にかかわらず市・県民税の申告をしてください。申告書を記入し、郵送などで早めに提出してください。

- ①所得税の確定申告をした方
- ②所得が給与または公的年金のみで、勤務先などから給与支払報告書・公的年金等支払報告書が市役所へ提出されていて、年末調整や扶養の届け出をして所得税が精算されている方

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるため確定申告の必要がない方でも、配偶者控除、社会保険料控除など源泉徴収票に記載された所得控除以外の所得控除（医療費控除、生命保険料控除、国民健康保険

税・介護保険料などの社会保険料控除等）の適用を受ける場合は、市・県民税の申告をしてください。国民健康保険加入者で、所得が少なかった方やなかった方は、国民健康保険税の軽減が受けられる場合があります。申告してください。

確定申告

西尾税務署 ☎57・3111

受付日時と会場

日時 2月16日(金)～3月15日(木)
午前9時～午後5時



※受け付けは午後4時まで。土・日曜日を除く。

場所 JA西三河事務センター
（斉藤町／下図参照）

その他

- ①混雑時は、受け付けを早めに終了する場合があります。
- ②受付日以前に税務署で申告相談する場合は大変混雑します。期間中に申告会場へお越しください。
- ③税務署に電話でも相談できます。
- ④期間中、税務署では申告書の作成指導はしません。
- ⑤申告書は直接または郵送で西尾税務署（〒44518602住所不要）へ提出することもできます。

必要なもの

- ①マイナンバーカード（個人番号カード）
※持っていない方は、通知カードなどマイナンバーが記載されたものと、自動車運転免許証など本人確認ができるもの
- ②印鑑
- ③確定申告書
- ④源泉徴収票など所得金額の算定の基となるもの
- ⑤所得控除を受けるために必要な書類
- ⑥本人の預貯金口座番号が分かるもの
- ⑦税務署からのお知らせなどがき

申告期限と納期限

次の税金は口座振替または電子納税の方法が、金融機関で納付してください。

- ・所得税及び復興特別所得税、贈与税：3月15日(木)
- ・個人事業者の消費税及び地方消費税：4月2日(月)

※口座振替の場合、所得税及び復興特別所得税は4月20日(金)、個人事業者の消費税及び地方消費税は4月25日(水)に引き落とします。事前に残高をご確認ください。

自宅のパソコンで申告書を作成できます

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

画面の案内に従って情報を入力すると、税額などが自動計算され、税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成した申告書は、PDFで電子申告、または印刷して直接または郵送で提出できます。

休日申告相談

日時 2月18日(日)・25日(日)
午前9時～午後5時

※受け付けは午後4時まで

場所 刈谷税務署（刈谷市若松町1丁目46-1／左図参照）

その他 混雑時は、受け付けを早めに終了する場合があります。



市・県民税の申告

市税務課市民税担当 ☎65・2124

受付日時と会場

日時 2月16日(金)～3月15日

(木) 午前9時～11時30分、

午後1時～4時

※土・日曜日を除く。

場所 市役所多目的室(1階)
その他

①市・県民税の申告のみ受け付けます。

申告に必要なもの

①マイナンバーカード(個人番号カード)

②申告書は直接または郵送で市税務課市民税担当(〒445-8501住所不要)へ提出することもできます。

出張申告会場

期 日	場 所	対 象 校 区
2月1日(木)	米津ふれあいセンター	—
2日(金)	室場ふれあいセンター	—
6日(火)	西尾勤労会館	—
7日(水)	三和ふれあいセンター	—
8日(木)	寺津ふれあいセンター	—
9日(金)	西野町ふれあいセンター	—
13日(火)	吉良町公民館	横須賀小学校区
14日(水)	吉良町公民館	白浜、荻原小学校区
15日(木)	吉良町公民館	吉田、津平小学校区
16日(金)	矢田ふれあいセンター	—
19日(月)	幡豆いきいきセンター	東幡豆小学校区
20日(火)	幡豆いきいきセンター	幡豆小学校区
23日(金)	一色地域交流センター	一色西部小学校区
26日(月)	佐久島開発総合センター	—
27日(火)	一色地域交流センター	一色東部小学校区
28日(水)	一色地域交流センター	一色南部、中部小学校区

※持っていない方は、通知カードなどマイナンバーが記載されたものと、自動車運転免許証など本人確認ができるもの

②印鑑

③給与・公的年金等の源泉徴収票

④営業・農業・不動産などの収入や経費が分かるもの

⑤社会保険料(国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料など)や生命保険料、地震保険料などの支払額証明書

⑥国外居住親族に係る親族関係書類や送金関係書類

⑦寄附金の受領証

⑧障害者手帳

⑨医療費控除の明細書

※通常の医療費控除を受ける方が対象。明細書を事前に作成し、お越しく下さい。医療保険者から受け取った医療費通知を添付すると、記入を省略できますが、申告に使用できない医療費通知もあります。今年度は、医療費の領収書の添付や提示で

できますので、医療費

の合計を事前に計算し、お越しく下さい。

⑩セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の明細書

※セルフメディケーション税制の適用を受ける方が対象。明細書を事前に作成し、お越しく下さい。

今年度は、特定一般用医薬品等購入費の領収書の添付または提示でもできますので、購入費の合計を事前に計算し、お越しく下さい。ただし、その年に一定の取り組みをしたことを証明するインフルエンザ予防接種の領収書、人間ドック・がん検診など各種健診(検診)の領収書や結果通知表などの書類の添付や提示が必要です。

⑪昨年の申告書の控え など

出張申告会場

期 日 上表のとおり

開設時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時

※佐久島開発総合センターは午前10時～11時30分

その他

①一色・吉良・幡豆地区では、初日に混雑が予想さ

れるため、小学校区ごとに期日を指定しています。都合が悪い場合は、他の期日にお越しく下さい。

②次の(I)～(X)などに該当する場合、所得税の確定申告の受け付けは出張申告会場ではできません。

(I)過年分申告

(II)青色申告

(III)分離課税申告(譲渡所得や退職所得など)

(IV)損失申告

(V)準確定申告

(VI)住宅ローン控除

(VII)事業・不動産所得があり、合計収入が100万円を超える

(VIII)外国通貨の所得

(IX)雑損控除

(X)居住形態等に関する確認書が必要な方(外国籍で非永住者だった期間がある方)

③事業所得や不動産所得を申告する方は、収支内訳書を事前に作成し、お越しく下さい。

④混雑時は、午前の受け付けを早めに終了する場合があります。



申告書などの発送時期

市役所からの発送

- ・市・県民税の申告書
…1月中旬
- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付済額のお知らせ（普通徴収のみ）…1月下旬

税務署からの発送

- ・確定申告書または「確定申告のお知らせ」の案内はがき…1月下旬～2月上旬
- ※申告時に持参してください。
手書き用の確定申告書、収支内訳書などは西尾税務署に用意。国税庁ホームページでダウンロードもできます。

日本年金機構からの発送

- ・公的年金等の源泉徴収票
…1月中
- ※年金基金などの源泉徴収票は各加入団体から発送されます。発送日は各加入団体へお問い合わせください。
- ・国民年金保険料控除証明書

※昨年11月に発送済み

※国民年金保険料の納付済額と公的年金等の源泉徴収票の発送の確認は、刈谷年金事務所（☎0566・21・2110）へお問い合わせください。

その他

給与の源泉徴収票は勤務先で、生命保険料や地震保険料の支払証明書は各加入会社で発行されます。発行日や内容などは、勤務先や各加入会社へお問い合わせください。



申告の際の変更点・注意点など

住宅ローン控除額が引ききれなかった方へ

所得税の住宅ローン控除可能額が所得税額を上回って控除しきれない場合、その金額を翌年度の市・県民税（所得割）から控除できます。

対象は21年～33年12月31日に入居した方。勤務先の年末調整または確定申告で「住宅ローン控除」を申告することで適用されます。

ふるさと納税に係る寄附金控除の申告漏れ

ふるさと納税をして、ワンストップ特例の適用を申請した方でも、次の①②などに該当する方は、全てのふるさと納税に係る寄附金を確定申告してください。

①確定申告をする方

医療費控除などの適用を受けるために確定申告をする場合は、ワンストップ特例の適用を申請したふるさと納税に係る寄附金も、医療費控除などと併せて申告してください。

②ふるさと納税先が6団体以上ある方

医療費控除は領収書の提出が不要

29年分の確定申告（30年度の市・県民税申告）から、医療費控除は領収書の提出が不要になりました。代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費の領収書は、自宅などで5年間保存してください。

※29年～31年分までの確定申告（30年～32年度の市・県民税申告）は、医療費の領収書の添付または提示でもできます。

セルフメディケーション税制

セルフメディケーション税制は、健康の維持増進と疾病の予防への取り組みとして、「一定の取り組み」を行う個人が、29年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品（要指導医薬品と一般用医薬品のうち、医療用から転用された医

薬品）を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。セルフメディケーション税制は選択適用であり、通常の医療費控除との重複適用はできません。適用期間は、29年1月1日～33年12月31日の5年間（29年分の所得税、30年度の市・県民税から5年間）です。

所得控除を受けるには、スイッチOTC医薬品を購入した翌年以降に確定申告または市・県民税の申告をしてください。

上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置

特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡（源泉徴収がある特定口座）に係る所得は、所得税と異なる課税方式で市・県民税を課税できることが明確化されました。

市・県民税と所得税で異なる課税方式を選択する場合、「申告不要制度、総合課税、申告分離課税」を申告者が選択し、納税通知書が送達される日までに、確定申告書とは別に市・県民税の申告書を提出してください。